毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北海道
（総務部法制文書課）
電話　011－231－4111
（内線 22-264）
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

目　　次　　ページ

告　　示

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……（生活振興課）　13
○一般競争入札の資格に関する公示……（産業政策推進室）　14
○一般競争入札の実施……（産業政策推進室）　14
○大規模小売店舗立地法附則第５条第１項（変更）の届出（２件）……（地域産業課）　15
○土地改良法による道営換地計画の決定……（農地調整課）　17
○土地改良法による道営換地計画の変更決定……（農地調整課）　17
○知事権限に係る保安林の指定の予定……（治山課）　17
○知事権限に係る保安林の指定……（治山課）　18
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……（治山課）　18
○知事権限に係る保安林の指定の解除……（治山課）　19
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……（治山課）　19
○建設業者に対する監督処分……（建設情報課）　22
○公共測量の終了の通知……（建設部総務課）　22
○道路の供用の開始……（道路整備課）　22
○都市計画事業の事業計画の変更の認可……（公園下水道課）　23
○補助金等の交付に関する権限の委任の一部改正……（出納局総務課）　23
○一般競争入札の実施……（出納局総務課）　23

支庁告示

○貸金業者の営業所又は事務所所在地等の不確知……　24
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……　25

札幌医科大学告示

○一般競争入札の実施……　25

道札幌土木現業所告示

○一般競争入札の実施……　26

道釧路土木現業所告示

○一般競争入札の実施……　27

道教育庁石狩教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……　28

道選挙管理委員会告示

○政治団体の設立の届出（平成15年８月分）……　28
○政治団体の届出事項の異動届出（平成15年８月分）……　28
○政治団体の解散の届出（平成15年８月分）……　30
○資金管理団体の届出事項の異動届出（平成15年８月分）……　31
○資金管理団体の指定取消しの届出（平成15年８月分）……　32
○資金管理団体でなくなった旨の届出（平成15年８月分）……　32
○政党支部の届出（平成15年８月分）……　32

石狩・後志海区漁業調整委員会指示

○いなかご・おきあみ漁業委員会指示……　33

道警察本部告示

○特定調達契約に係る入札の公告……　33

育てよう一人一人の人権意識―身近なことから人権を考えてみませんか―

告　　示

北海道告示第2054号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第25条第３項の規定により、次のとおり定款の変更（ワーキンググループにあっては目的、特定非営利活動に係る事業、社員の資格の得喪、役員、解散及び合併に関する事項の変更、くりやまコミュニティネットワークにあっては目的、特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業、社員の資格の得喪、役員、会議及びその他の事業に関する事項の変更、北海道移植医療推進協議会にあっては役員に関する事項の変更）の認証の申請があったので、同条第５項において準用する同法第10条第２項の規定により公告する。

平成15年12月５日

北海道知事　高　橋　はるみ

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日
ワーキンググループ	松井　了介	札幌市中央区南18条西８丁目１番12号	この法人は、地域にねざす福祉サービス活動に対して、受け手と担い手との対等な関係を保ちながら在宅、移送、その他の福祉サービスに関する事業を行い、社会福祉の充実と推進に寄与することを目的とする。	平成15.10.14
くりやまコミュニティネットワーク	長谷川誓一	夕張郡栗山町中央３丁目324番地１	この法人は、栗山町を中心とした地域を対象に、地域住民相互の助け合いを図る活動や地域の福祉・環境美化の向	同

			上を図る活動、地域での子育て支援に関する活動、高齢者の社会参加を促進する活動を通じ、多様化する地域課題の解決に向けた取り組みを行い、安心して暮らせるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。	
北海道移植医療推進協議会	武井　正直	札幌市白石区南郷通９丁目北５番15号エムズ南郷通ビル（エヌ・ティ・ティ北海道テレマート㈱内）	この法人は、臓器に障害を持つ患者救済のために脳死状態からの臓器移植や、移植医療の適正な実施を促進するため、移植医療に携わる各種機関に対して、その役割に応じた支援を行うとともに、道民に移植医療への理解と思想の普及を効果的、効率的に進めることを目的とする。	平成15.10.21

北海道告示第2055号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５第１項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年12月５日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　資格及び委託業務の種類

平成15年度において道が締結しようとする⑴に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、⑵に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、⑶に定めるものとする。

⑴　契　　約　　平成15年12月５日に一般競争入札の公告を行う地域ビジネス創出マーケット調査業務委託契約

⑵　資　　格　　地域ビジネス創出マーケット調査業務委託に係る資格（以下「資格」という。）

⑶　役務の種類　　地域ビジネス創出マーケット調査業務委託

2　資格要件

次のいずれにも該当すること。

⑴　政令第167条の４第１項に規定する者でないこと。

⑵　政令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

⑶　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑷　平成15年12月５日直前の道税を滞納していないこと。

⑸　過去２年間において、国又は地方公共団体から、地域経済・雇用に係る調査研究などについて業務委託を受け、実施した実績があること。

⑹　資本金が1,000万円以上の営利法人であること。

3　資格審査の申請の時期及び方法

⑴　申請の時期　　平成15年12月５日（金）から12日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前９時から午後５時まで）

⑵　申請の方法　　提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア　提出先の名称　　北海道経済部産業政策推進室

イ　提出先の所在地　　札幌市中央区北３条西６丁目

4　資格審査の再申請

⑴　再申請の事由

次のいずれかに該当する者で、引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア　資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により継承した者

イ　中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合（同条第４号に掲げる企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ　中小企業等協同組合法第３条第４号に掲げる企業組合又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項第７号に掲げる協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

⑵　再申請の方法

再申請をしようとする者は、３の⑵の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5　資格の有効期間及び当該期間の更新手続

⑴　資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の⑴に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

⑵　有効期間の更新

資格は１の⑴に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

6　資格の喪失

資格を有する者が２に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道告示第2056号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年12月５日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　入札に付する事項

⑴　調達をする役務の名称

地域ビジネス創出マーケット調査業務

⑵　調達をする役務の仕様等　　入札説明書による

⑶　契　約　期　間　　契約締結の日から平成16年３月17日まで

⑷　納　入　場　所　　入札説明書による

2　入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道告示第2055号に規定する地域ビジネス創出マーケット調査業務委託に係る資格を有すること。

3　契約条項を示す場所

札幌市中央区北３条西６丁目　北海道経済部産業政策推進室

4　入札執行の場所及び日時

⑴　入　札　場　所　　札幌市中央区北３条西６丁目　北海道庁８階経済部１号会議室

⑵　入　札　日　時　　平成15年12月19日　午前10時

⑶　開　札　場　所　　⑴に同じ。

⑷　開　札　日　時　　⑵に同じ。

5　入札保証金及び契約保証金

⑴　入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

⑵　入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から150条までの定めるところによる。

⑶　契約を締結する者は、契約金額（消費税等相当額を含む。）の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付すること。

⑷　契約保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の16及び財務規則第171条及び172条の定めるところによる。

6　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交　付　場　所　　３に同じ。

⑵　交　付　方　法　　⑴の場所で交付する。

7　郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

8　落札者の決定方法

政令第167条の10第１項に規定する場合を除き、財務規則第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

なお、開札の結果、予定価格の範囲内の者がいない場合、落札に至るまでの再度入札を一度行う。

また、再度入札の結果、落札に至らない場合は、政令第167条の２第１項第６号により、入札価格が最低となる者と随意契約を行うことがある。

9　契約書作成の要否

要

10　そ　　の　　他

⑴　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑵　入札金額に係る消費税額等の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

⑶　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道経済部産業政策推進室

イ　所　在　地　　郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西６丁目

電話番号 011－231－4111　内線 26－275

⑷　この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

⑸　この入札の執行は、公開する。

⑹　詳細は、入札説明書による。

北海道告示第2057号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第５条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第８条第２項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成16年４月５日までに北海道胆振支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年12月５日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　届出事項の概要

(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社　ポスフール　室蘭店　室蘭市東町２丁目４番32号

(2)　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社　ポスフール　代表取締役　大川　祐一

札幌市白石区本通21丁目南１番10号

(3)　変更しようとする事項

ア　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア)　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻　午前10時（年間60日は午前９時）

閉店時刻　午後８時（年間60日は午後９時）

（変更後）開店時刻　午前９時

閉店時刻　午後９時45分

(イ)　来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前８時30分から午後９時30分まで

（変更後）午前８時30分から午後10時まで

(4)　変更する年月日

平成15年11月21日

(5)　上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア　大規模小売店舗内において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社　ポスフール　代表取締役　大川　祐一

札幌市白石区本通21丁目南１番10号　ほか８者

イ　大規模小売店舗内の店舗面積の合計　9,984㎡

ウ　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項　次のとおり

エ　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項　次のとおり

（「次のとおり」は、省略し、北海道経済部地域産業課及び北海道胆振支庁商工労働観光課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

2　届出年月日　平成15年11月20日

3　届出書等の縦覧

(1)　縦覧場所　１の(5)のエに同じ。

(2)　縦覧期間　平成15年12月５日（金）から平成16年４月５日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の１月３日までを除く。午前８時45分から午後５時15分まで）

(3)　そ の 他　縦覧については、室蘭市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は室蘭市へ問い合わせること。

北海道告示第2058号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第５条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第８条第２項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成16年４月５日までに北海道根室支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年12月５日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　届出事項の概要

(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングセンター東武　標津郡中標津町東５条北１丁目

(2)　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社東武　代表取締役　千葉　正治　標津郡中標津町東５条北１丁目１番地

(3)　変更しようとする事項

ア　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア)　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻　午前10時（年間145日は午前９時）

閉店時刻　午後８時

（変更後）開店時刻　午前９時

閉店時刻　午後９時45分

イ　来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前９時30分（年145日は午前８時30分）から午後８時30分まで

（変更後）午前８時30分から午後10時まで

ウ　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前７時から午後８時まで

（変更後）午前６時から午後10時まで

(4)　変更する年月日　平成15年11月20日

(5)　上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

ては代表者の氏名

株式会社東武　代表取締役　千葉　正治

標津郡中標津町東５条北１丁目１番地　ほか７者

イ　大規模小売店舗内の店舗面積の合計　　5,490㎡

ウ　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項　　次のとおり

エ　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項　　次のとおり

（「次のとおり」は、省略し、北海道経済部地域産業課及び北海道根室支庁商工労働観光課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

２　届出年月日　　平成15年11月19日

３　届出書等の縦覧

(1)　縦覧場所　　１の(5)のエに同じ。

(2)　縦覧期間　　平成15年12月５日（金）から平成16年４月５日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の１月３日までを除く。午前８時45分から午後５時15分まで）

(3)　その他　　縦覧については、中標津町に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は中標津町へ問い合わせること。

北海道告示第2059号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第１項の規定により、新十津川町北花月地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成15年12月５日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年12月５日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第2060号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第５項の規定により、旭川市永山東地区及び鷹栖町北野東地区の換地計画の変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成15年12月５日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年12月５日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第2061号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年12月５日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　保安林予定森林の所在場所　　伊達市館山町５の14・５の17（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　指定の目的　　土砂の流出の防備

(3)　指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　主伐は、択伐による。

(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2(1)　保安林予定森林の所在場所　　伊達市館山町５の５・194・199の１（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　指定の目的　　土砂の崩壊の防備

(3)　指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　主伐は、択伐による。

(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

3(1)　保安林予定森林の所在場所　　静内郡静内町駒場19の１から19の３まで・21から23まで（以上６筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　指定の目的　　土砂の崩壊の防備

(3)　指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び静内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4(1) 保安林予定森林の所在場所　広尾郡大樹町字光地園141の３・188の２・192の３・197の２・201の２（以上５筆について次の図に示す部分に限る。）、195の２、196
(2) 指定の目的　土砂の流出の防備
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝支庁経済部林務課及び大樹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2062号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第２項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成15年12月５日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1) 保安林の所在場所　厚岸郡厚岸町奔渡町七丁目140の１・床潭350の１（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）、350の４、東梅280の１・登喜岱40（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）、49から51まで
(2) 指定の目的　霧害の防備
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林の所在場所　白糠郡音別町４（次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　干害の防備
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び音別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2063号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第１項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年12月５日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所　様似郡様似町字西様似560の１・560の３（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）、560の４
(2) 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(3) 解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 解除予定保安林の所在場所　虻田郡ニセコ町字ニセコ510の１（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的　公衆の保健
(3) 解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道後志支庁経済部林務課及びニセコ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2064号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年12月５日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　解除に係る保安林の所在場所　　茅部郡南茅部町字川汲2086（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　　土砂の流出の防備

3　解　除　の　理　由　　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島支庁経済部林務課及び南茅部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2065号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成15年12月５日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　　赤平市百戸町北520の１（次の図に示す部分に限る。）、520の２

(2)　保安林として指定された目的　　水源のかん養

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　次の森林については、主伐は、択伐による。

百戸町北520の１（次の図に示す部分に限る。）

(イ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び赤平市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　　上川郡風連町字日進2265の１

(2)　保安林として指定された目的　　水源のかん養

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び風連町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　　中川郡豊頃町長節１から10まで、12から18まで、20から24まで、26、27、29、31から33まで、156、157

(2)　保安林として指定された目的　　水源のかん養

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　次の森林については、主伐は、択伐による。

長節２・３・８・９・12・13・22・23・157（以上９筆について次の図に示す部分に限る。）、１、４から７まで、10、14から18まで、20、21、26、27、29、31から33まで

(イ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び豊頃町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　　川上郡標茶町字塘路112（次の図に示す部分に限る。）、110の１から110の５まで、111、119の１から119の５まで、字塘路原野151の１、151の２、152

(2)　保安林として指定された目的　　水源のかん養

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び標茶町役場に備え置いて縦覧に供する。）

5(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　　川上郡弟子屈町字弟子屈415の６・415の12・415の32（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）、415の１、415の２、415の５、415の13、415の19、415の21、415の24

(2)　保安林として指定された目的　　水源のかん養

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び弟子屈町役場に備え置いて縦覧に供する。）

6(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　　歌志内市字東光23の２・23の５・字中村81の１・83の１・字歌神104・字文珠256・字神威280の１・字本町303・字上歌32の１（以上９筆について次の図に示す部分に限る。）、32の５、32の６

(2)　保安林として指定された目的　　土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字東光23の２・字文珠256・字本町303・字上歌32の１・32の５・字中村81の１（以上６筆について次の図に示す部分に限る。）、83の１、字歌神104、字神威280の１

(イ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び歌志内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

7(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　　檜山郡厚沢部町松園町８の１地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、８の１、９、本町129の３・130の１（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的　　土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　主伐は、択伐による。

(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び厚沢部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

8(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　　瀬棚郡北檜山町字共和957の１から957の11まで、957の13から957の18まで

(2)　保安林として指定された目的　　土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字共和957の１から957の６まで・957の９・957の11（以上８筆について次の図に示す部分に限る。）、957の13、957の14

(イ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び北檜山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

9(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　　瀬棚郡今金町字中里259（次の図に示す部分に限る。）、258、261の１から261の３まで
(2)　保安林として指定された目的　　土砂の流出の防備
(3)　変更後の指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ｱ)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字中里258・259・261の１から261の３まで（以上５筆について次の図に示す部分に限る。）
(ｲ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ｳ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ｴ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び今金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

10(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　　中川郡音威子府村字モノマナイ292の１（次の図に示す部分に限る。）
(2)　保安林として指定された目的　　土砂の流出の防備
(3)　変更後の指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ｱ)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字モノマナイ292の１（次の図に示す部分に限る。）
(ｲ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ｳ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ｴ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び音威子府村役場に備え置いて縦覧に供する。）

11(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　　沙流郡平取町振内町143の１（次の図に示す部分に限る。）、144の１、144の２、145の２、145の３、146の２、147、148の１、148の２、149の１から149の３まで、150の１、150の２、258の１、258の５、258の６、字荷負193の１（次の図に示す部分に限る。）、237、238の１、字貫気別110の６（次の図に示す部分に限る。）、110の１、110の７、110の14、148の２から148の５まで、202の１、字豊糠64の１、64の２、字幌毛志88、字岩知志151の７、154の１から154の３まで、155の１、155の２
(2)　保安林として指定された目的　　土砂の流出の防備
(3)　変更後の指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ｱ)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字豊糠64の１・64の２・字幌毛志88・字荷負237・238の１・字貫気別110の１・110の６・148の３から148の５まで・202の１（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）、110の７、振内町258の１（次の図に示す部分に限る。）、258の５
(ｲ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ｳ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ｴ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。）

12(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　　十勝郡浦幌町字東山町19の１・23の１・字南町31の１・字帯富２の２・49の１・260の１（以上６筆について次の図に示す部分に限る。）、256から258まで、字北町16の１・20（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）、16の２、字川流布96・101・103（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）、102、104、105、字留真150の２（次の図に示す部分に限る。）、150の１、151、字相川282（次の図に示す部分に限る。）、298の１、字厚内129の１から129の４まで
(2)　保安林として指定された目的　　土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字北町16の１（次の図に示す部分に限る。）、20、字留真151・字東山町23の１（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）、19の１、字帯富49の１（次の図に示す部分に限る。）、260の１、字川流布96・101・103（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）、104、105、字厚内129の１から129の４まで
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び浦幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

13(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所　歌志内市字中村81の１（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び歌志内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

14(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所　檜山郡厚沢部町字美和108（次の図に示す部分に限る。）、館町189の１、南館町295の３
(2) 保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び厚沢部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2066号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の５第１項の規定により告示する。

平成15年12月５日

北海道知事　高　橋　はるみ

1 処分をした年月日　平成15年11月20日
2 処分を受けた者

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業の許可の番号
株式会社道商　道免　賢一	函館市富岡町３丁目22番５－701	般－15　渡第3399号
株式会社タウンホーム道商　道免　賢一	函館市富岡町３丁目22番５号	般－12　渡第3882号

3 処分の内容
許可の取消し
4 処分の原因となった事実
取締役が刑法（明治40年法律第45条）第204条の罪により平成13年７月18日に函館簡易裁判所から罰金刑の判決を受け、これが確定しており、このことが建設業法第29条第１項第２号に該当する。

北海道告示第2067号

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定による通知があった。

平成15年12月５日

北海道知事　高　橋　はるみ

1 作業種類　公共測量（１・２・３級基準点測量）
2 作業期間　平成15年７月11日から11月５日まで
3 作業地域　長万部町

北海道告示第2068号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から

２週間、一般の縦覧に供する。

平成15年12月５日

北海道知事　高　橋　はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道　砂川奈井江美唄線 北海道札幌土木現業所	美唄市字チャシュナイ742番1地先から 美唄市字チャシュナイ1021番171地先まで	平成15.12. 5
道道　釧路鶴居弟子屈線 北海道釧路土木現業所	釧路市喜多町14番２地先から 釧路市新富士町１丁目２番13地先まで	同　15.12.15 午前11時

北海道告示第2069号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成15年12月５日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　施行者の名称　　北檜山町

２　都市計画事業の種類及び名称　　北檜山都市計画下水道事業（北檜山公共下水道）

３　事業計画

(1)　事業地

ア　収用の部分　　変更なし

イ　使用の部分　　変更なし

(2)　事業施行期間　　平成４年10月21日から平成22年３月31日まで

北海道告示第2070号

平成９年北海道告示第1274号（補助金等の交付に関する権限の委任）の一部を次のように改正する。

平成15年12月５日

北海道知事　高　橋　はるみ

建設部の事項に次の１項を加える。

８　平取ダム水源地域再建計画策定事業　　日高支庁長

北海道告示第2071号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年12月５日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　入札に付する事項

(1)　調達をする物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ　　27台

ソフトウェア（一太郎他）　　27組

(2)　調達をする物品等の仕様等　　入札説明書及び要求仕様書による。

(3)　納入期日　　平成16年２月20日

(4)　納入場所　　別途指示する場所

２　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1)　平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3)　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4)　当該調達物品に関し、要求仕様書に記載のハードウェア要件等を満たしていることを証明した者であること。

３　契約条項を示す場所

札幌市中央区北３条西６丁目　北海道出納局総務課

４　入札執行の場所及び日時

(1)　入札場所　　札幌市中央区北３条西６丁目　北海道本庁舎１階出納局入札室

(2)　入札日時　　平成15年12月19日（金）午前10時

(3)　開札場所　　(1)に同じ。

(4)　開札日時　　(2)に同じ。

５　入札保証金

(1)　入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2)　入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

６　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交付場所　　３に同じ。

(2)　交付方法　　(1)の場所で交付する。

７　郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

８　落札者の決定方法

財務規則第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　契約書作成の要否

要

10　入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1)　提　出　期　限　　平成15年12月15日

(2)　提　出　場　所　　３に同じ。

11　そ　の　他

(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2)　入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者届出書を提出すること。

(3)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道出納局総務課

イ　所　在　地　　郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西６丁目

電話番号 011－231－4111　内線 32－221

(4)　この入札及び契約を中止することが有り得る。

(5)　この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(6)　この入札の執行は、公開する。

(7)　詳細は、入札説明書による。

支　庁　告　示

北海道石狩支庁告示第26号

次の貸金業者の所在及び営業所の所在地を確知できないので、貸金業の規則等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第１項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により当該貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成15年12月５日

北海道石狩支庁長　渡　部　道　博

住　所	商号又は名称	氏　名	登録番号	主たる営業所の所在地
札幌市清田区平岡３条３丁目14番８号	オリエンタル	濵田　将吾	北海道知事(1)石第02511号	札幌市中央区南４条西１丁目15番地２　栗林ビル４階
札幌市東区北39条東８丁目１－14　関ビルＢ－７号	オーシャン	赤井　優太	北海道知事(1)石第02688号	札幌市東区北27条東１丁目４－17　ハウス畑山201
札幌市中央区南９条西10丁目１－33	ゴールドペガサス	本谷　和誉	北海道知事(1)石第02580号	札幌市中央区南10条西１丁目１－51　メゾンビル６Ｆ
札幌市手稲区前田９条９丁目11番26号	クライマックス	千葉　達也	北海道知事(1)石第02687号	札幌市中央区南１条西１丁目16番地　シルキービル702号
札幌市豊平区豊平３条２丁目１－40　豊平アッシュ702号	オートショップ丸高	髙澤　孝良	北海道知事(2)石第02285号	札幌市豊平区豊平２条７丁目１－33
札幌市白石区南郷通９丁目南２番15号　万生コーポ308	ゼネラル	島崎　秀男	北海道知事(1)石第02513号	札幌市白石区南郷通20丁目南７－16　エクセルシオールパークサイド南郷404
札幌市白石区東札幌１条４丁目３－17　プラタナスイースト205号	オリオンクレジット	波多野　薫	北海道知事(1)石第02703号	札幌市白石区東札幌１条４丁目３－17　プラタナスイースト205号
札幌市北区新琴似10条１丁目７－10	ノースクレジット	本池　史法	北海道知事(1)石第02447号	札幌市中央区南２条西１丁目５番地６号
札幌市中央区宮の森２条３丁目１－18　アルファパルスウィートネス101号	アートクレジット	本間　直	北海道知事(1)石第02542号	札幌市中央区北２条西３丁目１番34－11　正門館ビル13Ｆ
札幌市中央区南７条西７丁目４番地　第10記念ドミローレル505号	フリーク	辻　博司	北海道知事(1)石第02483号	札幌市中央区南２条西５丁目31番地　興和産業ビル２Ｆ
札幌市東区伏古12条３丁目６番10号	共和ファイナンス	佐藤　政樹	北海道知事(1)石第02587号	札幌市南区澄川４条１丁目１－25　イマージュビル３Ｆ
札幌市白石区本郷通13丁目南１－１　小林ビル２Ｆ	セシルクレジット	島野　泰史	北海道知事(1)石第02512号	札幌市白石区本郷通13丁目南１－１　小林ビル２Ｆ

北海道網走支庁告示第35号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年12月５日

北海道網走支庁長　毛　利　明　雄

1	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	紋別郡遠軽町字豊里252番地２（第３工区）
2	開発許可を受けた者の住所及び氏名	紋別郡遠軽町１条通北３丁目 遠軽町長　北川　健司
3	開発許可年月日及び番号	平成11年５月24日　網建指第11－５号

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第83号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年12月５日

札幌医科大学長　秋　野　豊　明

1　入札に付する事項

(1)　調達をする物品等の名称及び数量

ジェネテックアナライザ　　一式

(2)　調達をする物品等の仕様等　　入札説明書による。

(3)　納　入　期　限　　平成16年１月16日（金）

(4)　納　入　場　所　　入札説明書による。

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1)　平成15年北海道告示第17号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有しているもの。

(2)　道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

(3)　当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3　契約条項を示す場所

札幌市中央区南１条西17丁目　札幌医科大学事務局管財課

4　入札執行の場所及び日時

(1)　入　札　場　所　　札幌市中央区南１条西17丁目　札幌医科大学事務局管財課入札室

(2)　入　札　日　時　　平成15年12月19日（金）午前11時

(3)　開　札　場　所　　(1)に同じ。

(4)　開　札　日　時　　(2)に同じ。

5　入　札　保　証　金

(1)　入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2)　入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交　付　場　所　　３に同じ。

(2)　交　付　方　法　　(1)の場所で交付する。

7　郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

8　落札者の決定方法

財務規則第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　契約書作成の要否

要

10　入札参加申込書の提出期限及び場所

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1)　提　出　期　限　　平成15年12月18日（木）

(2)　提　出　場　所　　３と同じ。

11　そ　の　他

(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2)　入札金額に係る消費税等の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　札幌医科大学事務局管財課
イ　所　在　地　　郵便番号 060－8556　札幌市中央区南１条西17丁目
　　電話番号 011－611－2111　内線 2254
(4)　この入札及び契約を中止することが有り得る。
(5)　この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
(6)　この入札の執行は、公開する。
(7)　詳細は、入札説明書による。

道札幌土木現業所告示

北海道札幌土木現業所告示第17号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年12月５日

北海道札幌土木現業所長　上　楽　喜久雄

1　入札に付する事項
(1)　調達をする賃貸借物品等の名称及び数量
　ノート型パソコン　　66台（１月当たりの単価）
(2)　調達をする物品の仕様等　　入札説明書及び要求仕様書による。
(3)　借　上　期　間　　平成16年２月２日から３月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年１月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
(4)　納　入　場　所　　別途指示する場所
2　入札に参加する者に必要な資格
　次のいずれにも該当すること。
(1)　平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3)　納入した賃貸借物品に関し、迅速なアフターサービスが可能なこと。
(4)　当該物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
3　条件付一般競争入札参加資格の審査
(1)　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
ア　申　請　の　時　期　　平成15年12月５日から15日まで
イ　申　請　の　方　法　　提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ　申請書類の提出先　　札幌市中央区南11条西16丁目
　　北海道札幌土木現業所企画総務部総務課
(2)　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
4　契約条項を示す場所
　札幌市中央区南11条西16丁目　北海道札幌土木現業所企画総務部総務課
5　入札執行の場所及び日時
(1)　入　札　場　所　　札幌市中央区南11条西16丁目
　　北海道札幌土木現業所３階第１会議室
(2)　入　札　日　時　　平成15年12月19日（金）午前10時
(3)　開　札　場　所　　(1)に同じ。
(4)　開　札　日　時　　(2)に同じ。
6　入札保証金及び契約保証金
　免除する。
7　郵便等による入札
　郵便等又は電報による入札は、認めない。
8　入札説明書の交付に関する事項
(1)　交　付　場　所　　４に同じ。
(2)　交　付　方　法　　(1)の場所で交付する。
9　落札者の決定方法
　北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格（１月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（１月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
10　契約書作成の要否
　要
11　そ　の　他
(1)　開札時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2)　入札金額等における消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった１月当たりの契約金額（66台分）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道札幌土木現業所企画総務部総務課

イ　所　　在　　地　　郵便番号 064－0811　札幌市中央区南11条西16丁目

電話番号 011－561－0201　内線 206

(4)　この告示の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5)　この入札の執行は、公開する。

(6)　詳細は、入札説明書による。

道釧路土木現業所告示

北海道釧路土木現業所告示第10号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年12月５日

北海道釧路土木現業所長　長　　栄　作

1　入札に付する事項

(1)　調達をする物品等の名称及び数量

ア　庶路ダム警報車　　１台

イ　小型船舶　　１隻

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2)　調達をする物品等の仕様等　　入札説明書による。

(3)　納　入　期　限　　平成16年２月28日まで。

(4)　納　入　場　所　　北海道釧路土木現業所庶路ダム建設事務所

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1)　平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入等の資格を有すること。

(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3　契約条項を示す場所

北海道釧路市双葉町６番10号　北海道釧路土木現業所企画総務部総務課

4　入札執行の場所及び日時

(1)　入　札　場　所　　北海道釧路市双葉町６番10号　釧路土木現業所２階小会議室

(2)　入　札　日　時　　平成15年12月18日　午後１時30分

(3)　開　札　場　所　　(1)に同じ。

(4)　開　札　日　時　　(2)に同じ。

5　入　札　保　証　金

(1)　入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2)　入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交　付　場　所　　３に同じ

(2)　交　付　方　法　　(1)の場所で交付する。

7　郵便等又は電報による入札

認めないものとする。

8　落札者の決定方法

財務規則第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　契約書作成の要否

要

10　そ　　の　　他

(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2)　入札金額に係る消費税等の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道釧路土木現業所企画総務部総務課

イ　所　在　地　　郵便番号 085－0006　北海道釧路市双葉町６番10号

電話番号 0154－23－6111　内線 216

(4)　この入札の執行は、公開する。

(5)　詳細は、入札説明書による。

道教育庁石狩教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第９号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年12月５日

北海道教育庁石狩教育局長　大　内　主　計

1　落札に係る物品等の名称及び数量

(1)　パーソナルコンピュータ　　一式　126台（普通科高等学校×３校）

(2)　パーソナルコンピュータ　　一式　18台（盲学校及び知的障害高等養護学校）

2　落札を決定した日

平成15年11月18日

3　落札者の氏名及び住所

(1)及び(2)ア　氏　名　　エヌイーシーリース株式会社

イ　住　所　　東京都港区芝５丁目29番11号

4　落札金額（１月当たりの単価）

(1)　383,040円

(2)　86,835円

5　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6　一般競争入札の公告

平成15年北海道教育庁石狩教育局告示第８号

7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1)　名　称　　北海道教育庁石狩教育局企画総務課

(2)　所在地　　札幌市中央区北３条西７丁目

道選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第181号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第６条第１項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第７条の２第１項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年12月５日

北海道選挙管理委員会委員長　土　屋　良　三

（平成15年８月分）

政党の支部であるか否かの別	政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名	届出先
否	笹井ひろふみ北海道後援会	札幌市中央区北１条東９丁目11番地　北海道歯科医師会館内	永山一行	小林紘孝	事務局
同	道南夢会議	函館市石川町２番34号	前田一男	高田範昌	渡島支所
同	畠山博連合後援会	同　湯川町３丁目15番２号	帰山一弥	青山務	同
同	伏木田政義後援会	同　堀川町５番18号	前川一夫	小松倶子	同
同	鉢呂吉雄４区連合後援会	小樽市花園３丁目９番14号　新川ビル２階	佐藤利次	市橋修治	後志支所
同	鵜飼英雄後援会	雨竜郡妹背牛町字チクシベツ1024番地	滝本正益	鵜飼光子	空知支所
同	岡田哲夫後援会	同　字妹背牛403－５	川崎義雄	丸長淳一	同
同	宮崎博後援会	同　字妹背牛643	山下豊	太田豊久	同
同	森嶋良男後援会	同　字チクシベツ960番地	寺嶋実	佐藤克行	同
同	今津ひろし東神楽後援会	上川郡東神楽町南１条東２丁目２－17　高橋建設㈱内	宮口知	伊藤英太郎	上川支所
同	山下たかふみ遠別後援会	天塩郡遠別町字本町３丁目81番地	千葉光悦	高橋豊	留萌支所
同	岩倉博文若人会	沙流郡門別町字平賀123	清川尚志	高橋司	日高支所
同	日本共産党谷本せいじ後援会	苫小牧市若草町１丁目１番27号	高畑直司	徳弘征智	胆振支所
政党	自由民主党標茶支部	川上郡標茶町平和８丁目６番地	小林新市	大越隆義	釧路支所
否	中司哲雄後援会	標津郡中標津町東１条北３丁目　釧新ビル	中司哲雄	渡部弘道	根室支所

北海道選挙管理委員会告示第182号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第７条の規定による政治団体の届出事項の異動届出があったので、同法第７条の２第１項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年12月５日

北海道選挙管理委員会委員長　土　屋　良　三

（平成15年８月分）

政治団体の名称	異動事項	異動内容 新	異動内容 旧	届出先
自由民主党札幌東区連合支部	代表者の氏名	氏家　猛	藤川一民	事務局
同	会計責任者の氏名	橋場武夫	氏家　猛	同
同　21世紀北海道をつくる会	主たる事務所の所在地	札幌市豊平区豊平６条３丁目４番18号	札幌市中央区南２３条西14丁目３－23	同
同	代表者の氏名	高橋利明	疋田太一	同
同	会計責任者の氏名	鈴木吉男	高橋利明	同
同　北海道第三選挙区支部	代表者の氏名	石崎　岳	佐藤静雄	同
同　北海道第二選挙区支部	会計責任者の氏名	長谷川克之	岡島武二	同
民主党札幌支部	同	伊藤政信	西本美嗣	同
上田文雄連合後援会	主たる事務所の所在地	札幌市中央区北１条西３丁目３番地６　ばらと北一条ビル３階	札幌市中央区北２条西２丁目41番地　セコム損保札幌ビル５階	同
勝木勇人後援会	会計責任者の氏名	大久保美幸	菅原源次郎	同
札幌地方自動車整備政経懇話会	主たる事務所の所在地	札幌市東区北24条東１丁目１番12号	札幌市東区北24条東１丁目　札整振自動車事業協同組合内	同
政治団体菊水会	同	同　白石区川下2130番58	同　白石区菊水元町７条４丁目１－10	同
同　志誠会	同	同	同　北郷９条９丁目１番１号	同
日本行政書士政治連盟北海道支部	代表者の氏名	深貝　亨	佐藤隆一	同
同	会計責任者の氏名	板垣俊夫	葛西　彰	同
パワーアップ北海道の会	同	武谷洋三	佐藤元彦	同
北海道地方議員連絡協議会	同	同	同	同
北海道林業政治連盟	同	田中哲朗	佐藤浩一	同
友政研	同	吉田正幸	細矢　達	同
吉川たかもり後援会	代表者氏名	竹中惠一	合田　実	同
民主党北海道第５区総支部	主たる事務所の所在地	江別市野幌町79－７	江別市野幌町40－15　Ｇ＆Ｔビル	石狩支所
自由民主党北海道函館市第三支部	同	函館市湯川町３丁目15番２号	函館市東山２丁目47番１号	渡島支所
函館圏政経調査会	同	同	同	同
前田一男と歩む会	同	同　石川町２番34号	同　豊川町23番15号	同
前田一男連合後援会	同	同	同	同
自由民主党岩内支部	同	岩内郡共和町梨野舞納23－５	岩内郡岩内町字清住６－１　中川隆之事務所内	後志支所
同	同	同　岩内町字相生45の１	同　共和町梨野舞納23－５	同
同	代表者の氏名	村田憲俊	中川隆之	同
小林一晃後援会	主たる事務所の所在地	雨竜郡妹背牛町１区みどり町	雨竜郡妹背牛町６区新竜	空知支所
同	代表者の氏名	奈良幸男	横井正五郎	同
同	会計責任者の氏名	笹尾剛紀	久保田　穂	同
山下貴史芦別後援会	代表者の氏名	大辻武雄	熊谷源吉	同
今津ひろし連合後援会	同	尾崎行智	山川久明	上川支所

ふる郷をてらす市民の会	会計責任者の氏名	山下博司	山下　博	上川支所
北海道商工政治連盟雄武支部	代表者の氏名	富樫高志	飯原周二	網走支所
神戸典臣早来町後援会	会計責任者の氏名	鍋谷敏幸	加藤清次	胆振支所
さーくる21むろらん市民の会	同	山田富久	宗　嘉輝	同
新宮正志と歩む市民の会	同	同	同	同
中里けいぞう連合後援会	代表者の氏名	中里弘子	中里慶三	同
同	会計責任者の氏名	寿浅雅俊	小松幸雄	同
日本商工連盟室蘭地区連盟	同	山田富久	宗　嘉輝	同
北海道経済塾談会室蘭地区	同	同	同	同
岩倉博文日高連合後援会	代表者の氏名	會澤　實	富永　信	日高支所
藤沢すみお様似町後援会	主たる事務所の所在地	様似郡様似町大通り１－18	様似郡様似町大通り２－33	同
同	代表者の氏名	堀　利則	池田尚登	同
大谷とおる御影・松澤後援会	同	竹中　縣	水野信男	十勝支所
同	会計責任者の氏名	瀬戸重利	竹中　縣	同
中川義雄清水町後援会	主たる事務所の所在地	上川郡清水町南３条７丁目	上川郡清水町南４条西１丁目６	同
同	代表者の氏名	小原松雄	那須野信雄	同
同	会計責任者の氏名	小泉末廣	山田　博	同
自由民主党鶴居支部	主たる事務所の所在地	阿寒郡鶴居村鶴居東３丁目11番地	阿寒郡鶴居村字幌呂北１線26番地	釧路支所
同	代表者の氏名	瀧澤義一	石脇征次郎	同
同	会計責任者の氏名	藤原重信	薮内健一	同
出政芳後援会	同	出　裕子	寺島和夫	同
中司政策懇話会	政治団体の名称	中司政策懇話会	中司哲雄後援会	根室支所
根室地方議員連絡協議会	代表者の氏名	小池　昌	岩原弘多	同
同	会計責任者の氏名	飛島照義	澤崎文剛	同

北海道選挙管理委員会告示第183号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第１項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第３項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年12月５日

北海道選挙管理委員会委員長　土　屋　良　三

（平成15年８月分）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散の年月日	届出先
税理士有志による石崎岳を励ます会	笠井彦隆	平15. 7.11	事務局
畠山博連合後援会	帰山一弥	同15. 7.28	渡島支所
国沢いさお今金町後援会	仁木繁夫	同15. 8.20	檜山支所
国澤勲乙部町後援会	田中武雄	同15. 8. 7	同
国沢いさお北檜山町後援会	佐藤佑二	同15. 8.20	同
同　瀬棚後援会	松崎啓次	同	同
福原つぐひこ後援会	福原次彦	同15. 7.31	後志支所
しらい進と歩む会	竹内義雄	同	空知支所
北海道総合開発研究会	中田たけし	同15. 8. 5	同
久保田英市後援会	丸田義光	同15. 8.24	上川支所
21世紀の道をつくる旭川の会	竹内久弥	同15. 7.31	同
ふる郷をてらす市民の会	松原正雄	同15. 8.15	同
自由民主党宗谷連合支部	宮本綏之	同15. 8.20	宗谷支所
酒井芳秀とオホーツクを元気にする会	小島一弘	同15. 7.31	網走支所
山川なお子後援会	滝谷幸二	同15. 5.24	同
山川なお子と元気の出るマチ創る会	山川尚子	同	同
植村秋光後援会	横田和美	同15. 7.31	胆振支所
岩倉博文若人会	清川尚志	同15. 8. 7	日高支所

片岡徳雄後援会	尾崎民夫	平15. 7.17	日高支所
酒井芳秀稲見茂平後援会	土田宏明	同15. 8. 8	同
同　岩知志地区後援会	小山光一	同	同
同　歌笛川上美野和地区青年後援会	伊藤憲夫	同	同
同　歌笛連合後援会	加藤重信	同	同
同　鵜苫地区水産後援会	佐藤富三郎	同	同
同　浦河親和後援会	城地洋一	同	同
同　浦河町東栄後援会	塚野和三郎	同	同
同　浦河町野深後援会	竹内良實	同	同
同　浦河町向別後援会	菅　正幸	同	同
同　えりも町連合後援会歌別支部	越後盛蔵	同	同
同　えりも岬支部	駿河秀雄	同	同
同　庶野支部	田中清美	同	同
同　新浜大和支部	鳴海幸三	同	同
同　近笛支部	谷家潤一	同	同
同　本町支部	岡崎謙次	同	同
同　目黒支部	惣田正幸	同	同
同　大和西えりも支部	沼館信夫	同	同
同　長知内地区後援会	高橋広実	同	同
同　川上後援会	築紫文一	同	同
同　賀張地区後援会	三浦八蔵	同	同
同　清畠友愛後援会	中野文雄	同	同
同　鳧舞後援会	山村孝治	同	同
同　後援会平取いずみ会	宇南山ツヤ	同	同
同　桜丘地区後援会	佐藤幸光	同	同
同　様似町親和後援会	楢舘幸弘	同	同
同　静内町入船後援会	海島博美	同	同
同　静内町浦和後援会	高田利雄	同	同
同　静内町柏台後援会	桜沢　清	同	同
同　静内町神森二新生後援会	山科勝次郎	同	同
同　静内町末広後援会	小関秋光	同	同
同　静内町田原後援会	山口忠義	同	同
同　静内町東部後援会	渡　博	同	同
同　静内町東別後援会	上野喜代一	同	同
同　静内町西川後援会	酒井国顕	同	同
同　静内町農屋地区後援会	近藤良成	同	同
同　静内町春立後援会	中村一美	同	同
同　静内町目名後援会	谷山久雄	同	同
同　正和里平三和地区後援会	角所重次	同	同
同　富川後援会	広木英明	同	同
同　富川地区後援会商工青年部	清宮壱博	同	同
同　富川町元町福満後援会	坂東勝彦	同	同
同　新冠町大狩部地区後援会	田村　昭	同	同
同　荷負後援会	阿部己三郎	同	同
同　貫気別地区後援会	大西　英	同	同
同　浜荻伏後援会	長崎輝雄	同	同
同　浜豊郷地区後援会	小岩　實	同	同
同　東静内後援会	大坂重臣	同	同
同　日高親和後援会	酒井明光	同	同
同　広富鳩内後援会	佐藤吉之助	同	同
同　平取町紫雲古津後援会	沖田哲男	同	同
同　振内いずみ会	野島美代子	同	同
同　三石町西端後援会	金森文治	同	同
同　三石町延出後援会	藤井益美	同	同
同　門別町旭町後援会	嶋田与一	同	同
同　門別町幾千世後援会	春木繁一	同	同
同　門別町富浜後援会	梶川　博	同	同
酒井芳秀を囲む平取門別地区軽種馬生産者の会	只野奥宗	同	同
酒井芳秀を囲む門別酪農生産者の会	立石利行	同	同
酒井芳秀を励ます新冠の会	中川信幸	同	同
岡村おさむ後援会	鎌仲文夫	同15. 8. 7	釧路支所
下川やすお後援会	横山幸夫	同15. 8.20	根室支所

北海道選挙管理委員会告示第184号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第３項の規定による資金管理団体の届出事項の異動届出があったので、同法第19条の２第１項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年12月５日

北海道選挙管理委員会委員長　土　屋　良　三

（平成15年８月分）

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者		資金管理団体の名称	異動事項	異動内容		届出先
氏名	公職の種類			新	旧	

上田文雄	札幌市長	上田文雄連合後援会	主たる事務所の所在地	札幌市中央区北1条西3丁目3番地6 ばらと北一条ビル3階	札幌市中央区北2条西2丁目41番地 セコム損保札幌ビル5階	事務局
畠山博	北海道議会議員	函館圏政経調査会	同	函館市湯川町3丁目15番2号	函館市東山2丁目47番1号	渡島支所
前田一男	衆議院小選挙区	前田一男と歩む会	同	同　石川町2番34号	同　豊川町23番15号	同
藤田章	島牧村長	藤田章後援会	同	島牧郡島牧村字原歌96	島牧郡島牧村字原歌110－1	後志支所
中司哲雄	北海道議会議員	中司政策懇話会	資金管理団体の名称	中司政策懇話会	中司哲雄後援会	根室支所

北海道選挙管理委員会告示第185号

政治資金規定法（昭和23年法律第194号）第19条第３項の規定による資金管理団体の指定取消届出があったので、同法第19条の２第１項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年12月５日

北海道選挙管理委員会委員長　土　屋　良　三

（平成15年８月分）

資金管理団体の指定の取消届出をした者		資金管理団体			指定取消年月日	届出先
氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
福原次彦	小樽市議会議員	福原つぐひこ後援会	小樽市桃内１丁目183番地	福原次彦	平15．7.31	後志支所
中田たけし	岩見沢市議会議員	北海道総合開発研究会	岩見沢市鳩が丘４丁目３－５	中田たけし	同15．8．5	空知支所
山川尚子	北見市議会議員	山川なお子と元気の出るマチ創る会	北見市文京町662－12	山川尚子	同15．5.24	網走支所

北海道選挙管理委員会告示第186号

政治資金規定法（昭和23年法律第194号）第19条第３項の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の２第１項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年12月５日

北海道選挙管理委員会委員長　土　屋　良　三

（平成15年８月分）

資金管理団体			資金管理団体でなくなった旨の届出年月日	届出先
資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
中里けいぞう連合後援会	伊達市旭町26番地	中里慶三	平15．8.22	胆振支所

北海道選挙管理委員会告示第187号

政治資金規定法（昭和23年法律第194号）第６条第１項の規定による政党支部の届出があったので、同法第７条の２第１項及び同法施行令第５条第２項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年12月５日

北海道選挙管理委員会委員長　土　屋　良　三

（平成15年８月分）

当該政治団体を支部とする政党の名称（政党本部の名称）	政党の支部の名称	主たる活動区域が１以上の市町村又は選挙区の区域を単位として設けられる支部であるか否かの別	届出先
自由民主党本部	自由民主党標茶支部	有	釧路支所

石狩・後志海区漁業調整委員会指示

石狩後志海区漁業調整委員会指示第２号

石狩及び後志支庁管内沖合海域において、いかなご又はおきあみをとることを目的とする漁業（漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づく共同漁業権漁業並びに漁業法第66条及び北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号）第５条の規定に基づく知事許可漁業を除く。以下「この漁業」という。）の操業について、同法第67条第１項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成15年12月５日

石狩後志海区漁業調整委員会会長　中　村　東　伍

1　指示区域

石狩・後志支庁管内共同漁業権漁場区域内とする（別記地図のとおり）。

2　操業の承認

この漁業の操業をしようとする者は、石狩後志海区漁業調整委員会（以下「本委員会」という。）に、いかなご・おきあみ漁業承認申請書（別記第１号様式）を提出し、承認を受けなければならない。

3　承認の対象者

この漁業の承認の対象者は、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する者とする。

⑴　前年度、１の指示区域内において、この漁業を操業した実績を有する者

⑵　⑴に定める者のほか、本委員会が事情やむを得ないものと認めた者

4　小型定置網漁業等の保護

小型定置網漁業、定置網漁業及び底建網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から300メートル以上離れて操業しなければならない。

5　漁獲物の陸揚げ

この漁業の承認を受けた者は、別に定める承認証（別記第２号様式）に記載した陸揚港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。ただし、天災その他やむを得ない場合又は本委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

6　操業期間

平成16年２月１日から６月30日まで

7　承認証等の携帯義務

この漁業の承認を受けた者は、操業に際し承認証を携帯するほか、別記第３号様式による船体表示をしなければならない。

8　操業協定の締結

承認を受けた者は、他種漁業を営む者との間で操業協定を締結しなければならない。ただし、操業協定を締結しなくても操業秩序が維持される等特別の事情があると本委員会が認めた場合は、この限りでない。

9　指導事項の遵守

前各項に定めるもののほか、本委員会がこの漁業の操業に関し、必要な事項を指摘したときはこれに従わなければならない。

10　漁獲成績報告書の提出

承認を受けた者は、漁業終了後速やかに別に定める漁獲成績報告書（別記第６号様式）を本委員会に提出しなければならない。

11　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成16年１月１日から12月31日までとする。

（別記地図及び別記様式は、省略し、石狩後志海区漁業調整委員会に備え置いて縦覧に供する。）

道警察本部告示

北海道警察本部告示第168号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年12月５日

北海道警察本部長　芦　刈　勝　治

1　入札に付する事項

⑴　調達をする物品等の名称及び数量

総合捜査情報端末装置の賃貸借　320式（１月当たりの単価）

⑵　調達をする物品等の仕様等　　入札説明書による。

⑶　契約期間　　平成16年３月１日から31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年12月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

⑷　納入場所　　契約担当者等が指定する場所

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

⑴　平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

⑵　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑶　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されて

いること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

(1)　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　平成15年12月５日から平成16年１月５日まで

イ　申請の方法　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　郵便番号 060－8520　札幌市中央区北２条西７丁目　北海道警察本部総務部会計課

(2)　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

札幌市中央区北２条西７丁目　北海道警察本部総務部会計課

5　入札執行の場所及び日時

(1)　入札場所　札幌市中央区北２条西７丁目　北海道警察本部１階入札会場（送付による場合は、郵便番号 060－8520　北海道警察本部総務部会計課）

(2)　入札日時　平成16年１月16日　午前10時（送付による場合は、必着）

(3)　開札場所　(1)に同じ。

(4)　開札日時　(2)に同じ。

6　入札保証金

入札保証金は、免除する。

7　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交付場所　４に同じ。

(2)　交付方法　(1)の場所で交付する。

8　落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格（１月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（１月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　契約書作成の要否

要

10　その他

(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2)　入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった１月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名称　北海道警察本部総務部会計課

イ　所在地　郵便番号 060－8520　札幌市中央区北２条西７丁目　電話番号 011－251－0110　内線 2236

(4)　契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5)　この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6)　この入札の執行は、公開する。

(7)　詳細は、入札説明書による。

11　Summary

A. The nature and quantity of products to be procured : Personal Computers for General Investigation Information 320 sets

B. Bid tendering time and date : 10 : 00 A. M., January 16, 2004

C. For further information, please contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2236

正　誤

○平成15年10月７日（第1508号）

北海道告示第1782号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
26	右	20及び27

誤　立川343の１・川上

正　字立川343の１・字川上

毎週火・金曜日発行　（購読料金（送料とも）は月額3,440円）

発行　北海道
編集　北海道総務部法制文書課
印刷　富士プリント株式会社